

市職員を募集します

令和8年4月採用予定の市職員を募集します。

総務課人事係 TEL 25-1113

1. 受験資格および職種・採用人員

- ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないかた。
- ②日本国籍を有しないかた（外国籍のかた）は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。
なお、外国籍のかたは、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。
- ③下表の職種ごとに定める受験資格に該当するかた。

職 種	採用予定人数	受 験 資 格
一般事務職	5人程度	平成2年4月2日以降に生まれたかたで次の①、②のいずれかに該当するかた。 ①学校教育法に基づく高等学校卒業以上、または、これに相当する学力を有するかたで、専門科目を履修したかた。 ②大学または短大などを令和8年3月31日までに卒業見込みのかた。
保育士	2人程度	①、②のいずれかに該当するかた。 ①昭和60年4月2日以降に生まれ、保育士および幼稚園教諭資格の両方を有するかた。または令和8年3月までに資格取得見込みのかた。 ②昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれ、保育士および幼稚園教諭として保育所、幼稚園または認定こども園で通算3年以上勤務した実務経験があるかた。 ※採用後に幼稚園・保育所などの間で人事異動を行う場合があります。
船員 (育成枠)	2人程度	昭和55年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた（令和8年3月卒業見込みのかたを含む）。 ※育成枠としての採用のため、「船舶職員および小型船舶操縦法」に定める免状の有無は問いません。
保健師または 社会福祉士	1人程度	①、②のいずれかに該当するかた。 ①平成2年4月2日以降に生まれ、保健師資格または、社会福祉士資格を有するかた、または、令和8年3月までに取得見込みのかた。 ②昭和55年4月2日以降に生まれ、保健師資格または、社会福祉士資格を有するかたで、令和8年3月31日時点で、保健師または、社会福祉士として自治体などの保健所や医療機関、福祉施設などで通算3年以上勤務した実務経験があるかた。
保健師	1人程度	次の①、②のいずれかに該当するかた ①平成2年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有するかた、または、令和8年3月までに取得見込みのかた。 ②昭和55年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有するかたで、令和8年3月31日時点で、保健師として自治体などの保健所や医療機関、福祉施設などで通算3年以上勤務した実務経験のあるかた。 ※新設する「こども家庭センター」業務に従事する職員募集になります。
医 師	1人	昭和35年4月2日以降に生まれたかたで、医師免許を有するかた。*ただし、平成16年4月以降に医師免許を取得したかたについては、臨床研修を修了したかた（見込みを含む）に限ります。

2. 受験手続と受付期間

(1) 受験手続

受験申し込みは、原則、インターネットによる受付のみとなります。鳥羽市ホームページ内「鳥羽市職員採用試験情報サイト」から「鳥羽市職員採用試験申込システム」にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に申し込みをしてください。

【鳥羽市職員採用情報サイト】 <https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/jinji/6802.html>



鳥羽市職員
採用情報

(2) 受付期間

5月1日(木)～30日(金)の午前8時30分～午後5時15分

※受付期間終了後の申し込みは、いかなる理由があっても受け付けません。

3. 合格者の決定

第一次、第二次、第三次試験の結果に基づいて合格者を決定し、本人宛に通知します。

4. 試験の日時および場所

(1) 第一次試験 **と き** 6月15日(日)午前9時～ **と ころ** 鳥羽市役所西庁舎(鳥羽市鳥羽三丁目1-1)

※医師については、7月5日(土)が試験日となります。

※第二次試験の日時、場所については、第一次試験合格者のみに通知します。

5. 試験科目

(1) 第一次試験

職 種	試 験 科 目	
一般事務職・船員・社会福祉士	一般教養試験【標準】(学歴相当程度)、作文、事務適性検査、職場適応性検査	
保育士・保健師	受験資格①に該当するかた	一般教養試験【標準】(学歴相当程度)、専門試験、作文、事務適性検査、職場適応性検査
	受験資格②に該当するかた	職務基礎力試験(職務能力試験・職務適応性検査)、専門試験、作文、事務適性検査
医師	口述試験(個人面接)	

(2) 第二次・第三次試験… 面接など